

京都市防災会議専門委員会

洪水土砂部会

令和5年8月2日

議 題

土砂災害による避難情報の解除の判断基準について

(1) 現行の「京都市避難情報判断・伝達マニュアル」での基準

○発令基準

区分	避難情報の発令の判断基準	
	大雨警報（土砂災害）が発表され、以下の条件を満たしたとき	
警戒レベル	高齢者等避難	避難指示
警戒レベル	警戒レベル3	警戒レベル4
全ての発令対象学区等	京都府土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度※が「非常に危険」（薄紫）となったとき	
	かつ、土砂災害警戒情報が発表されたとき	

○解除基準

区分	避難情報の解除の判断基準	
	（警戒レベル3） 高齢者等避難	
全ての発令対象学区等	以下の条件を満たしたときに解除 大雨警報（土砂災害）が解除となったとき	

※土砂災害危険度の表示（各メッシュ）

- 薄紫：非常に危険 … 土砂災害警戒情報基準
- 赤：警戒 … 大雨警報基準
- 黄：注意 … 大雨注意報基準

大雨警報（土砂災害）は、基本的には、京都市域のすべてにおいて、土砂災害危険度の表示が大雨警報基準（赤）を下回った段階以降で解除される。

(2) 背景・課題

- ・ 京都市は市域面積が広く、市街地は三方を山に囲まれた盆地を形成しており、また、北部を中心に市域面積の7割以上を森林を含む山地が占めているため、北部と南部で降雨の状況が異なるなど、気象の偏在性が生まれやすい地理的・地形的な要素がある。
- ・ 現在、避難情報の解除基準は、前述のような要素があるにも関わらず、市内一律で発表される大雨警報（土砂災害）の解除を判断の基準としているため、地域によっては天候の回復後も数時間の間避難情報が解除できない状況が発生している。
- ・ こうした背景により、避難情報の解除については、より妥当な時期・地域単位で、判断することが求められている。

(3) 検討の方向性

- ・ 地域ごとの土砂災害危険度に応じて、避難情報の解除を適切に判断できるよう改善する。
- ・ このため、全市一律の大雨警報（土砂災害）解除を待つことなく、地域ごとに京都府土砂災害警戒情報システムの危険度メッシュが大雨警報基準（赤）を下回って大雨注意報基準（黄）に至った場合を、避難情報解除の判断基準とするよう検討する。
- ・ 避難情報の解除の範囲（単位）については、地域の特性を鑑み、区・支所単位など一定のまとまりで解除する方向で検討するものとする。

(4) 土砂災害による避難情報の解除基準の見直し

現行基準

引用：『京都市避難情報判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕（令和3年5月20日一部改定）』P.38

区分	避難情報の解除の判断基準	
	(警戒レベル3) 高齢者等避難	(警戒レベル4) 避難指示
全ての 発令対象 学区等	以下の条件を満たしたときに解除 大雨警報（土砂災害）が解除となったとき	

(基準適用の留意点)

- ・ 土砂災害が発生した場合には、専門家の意見等を基に関係住民等と協議を行うなど、慎重に解除の判断を行う。
- ・ 避難情報の解除後も土砂による被害等により自宅への帰宅が困難な住民がいる学区等においては、当該住民の避難のため、指定緊急避難場所を指定避難所として引き続き活用するなど、必要な措置を行う。

(4) 土砂災害による避難情報の解除基準の見直し

見直し (案)

区分	避難情報の解除の判断基準	
	(警戒レベル3) 高齢者等避難	(警戒レベル4) 避難指示
全ての 発令対象 学区等	以下の条件を満たしたときに解除 (1) 当該地域で、土砂災害警戒情報システムの土砂災害危険度の表示が「警戒」(赤)から「注意」(黄)となったとき 又は (2) 大雨警報(土砂災害)が解除となったとき	

注1 上記基準(1)は、区・支所の管轄を単位として解除を行う。ただし、区域が広い北区、左京区、右京区については、地域の特性を考慮して、北部と南部に分割した単位で解除を行う。

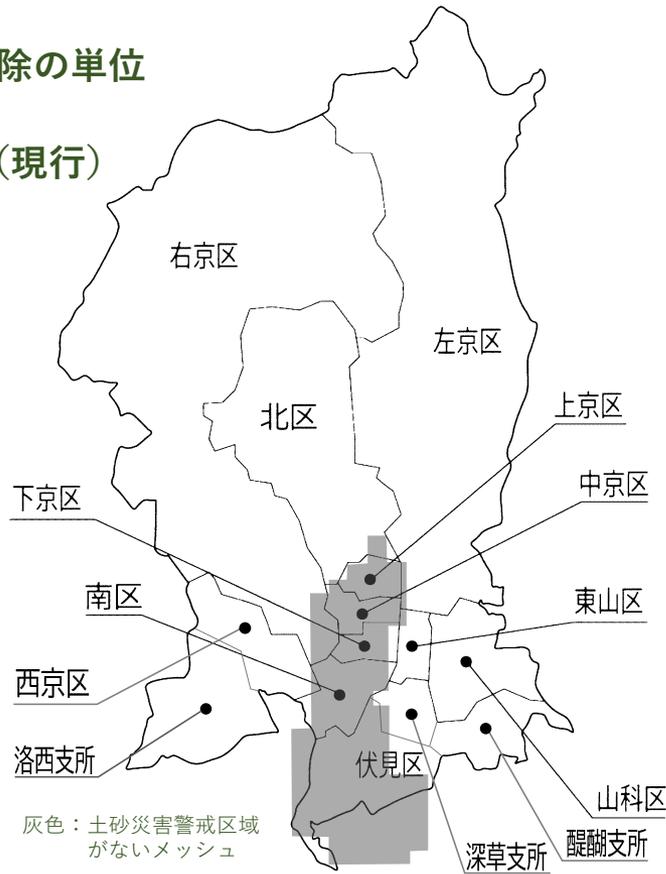
2 上記基準は、今後の気象情報等を考慮のうえ判断すること。

(基準適用の留意点)

- ・ 土砂災害が発生した場合には、専門家の意見等を基に関係住民等と協議を行うなど、慎重に解除の判断を行う。
- ・ 避難情報の解除後も土砂による被害等により自宅への帰宅が困難な住民がいる学区等においては、当該住民の避難のため、指定緊急避難場所を指定避難所として引き続き活用するなど、必要な措置を行う。

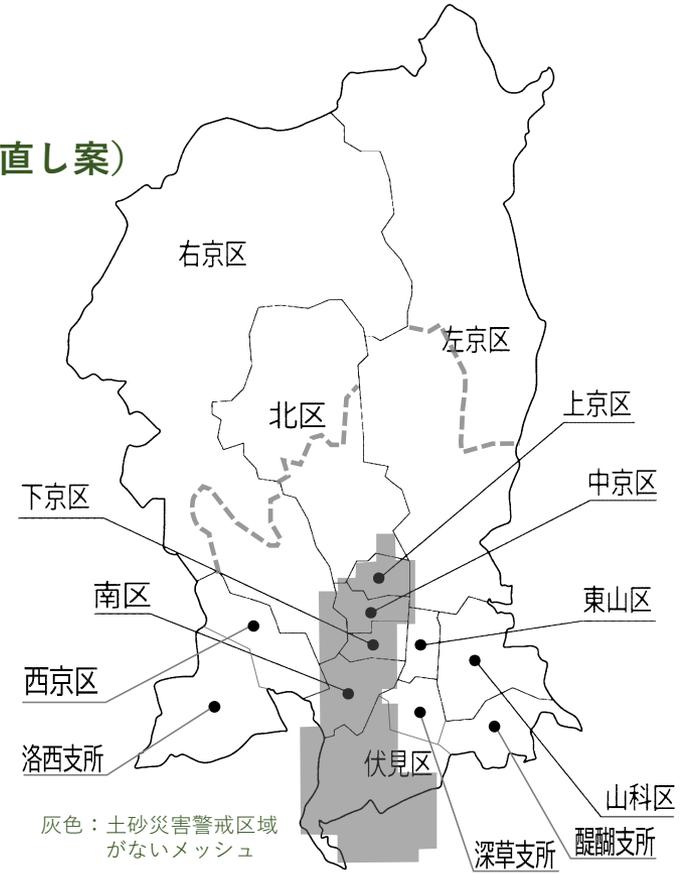
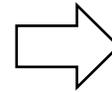
○解除の単位

(現行)



京都市全域で一律解除

(見直し案)

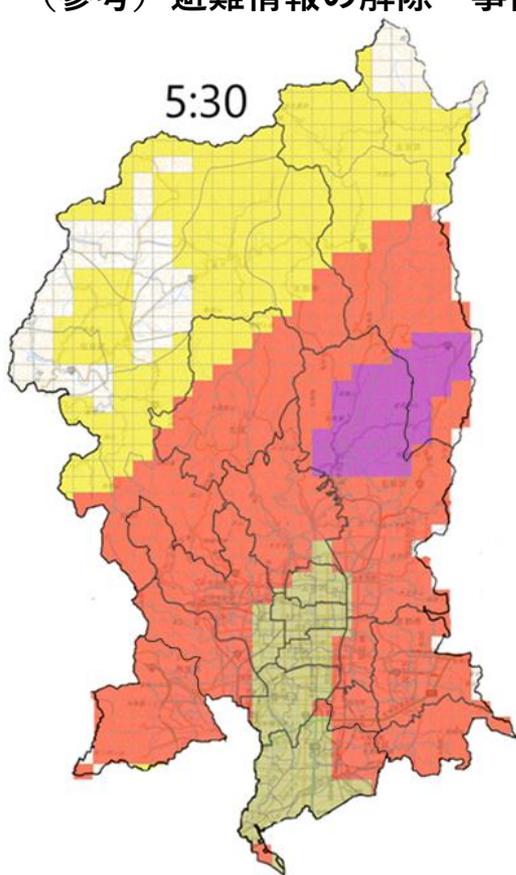


各区・支所単位で解除

※区域の広い北区、左京区、右京区は二つに区分

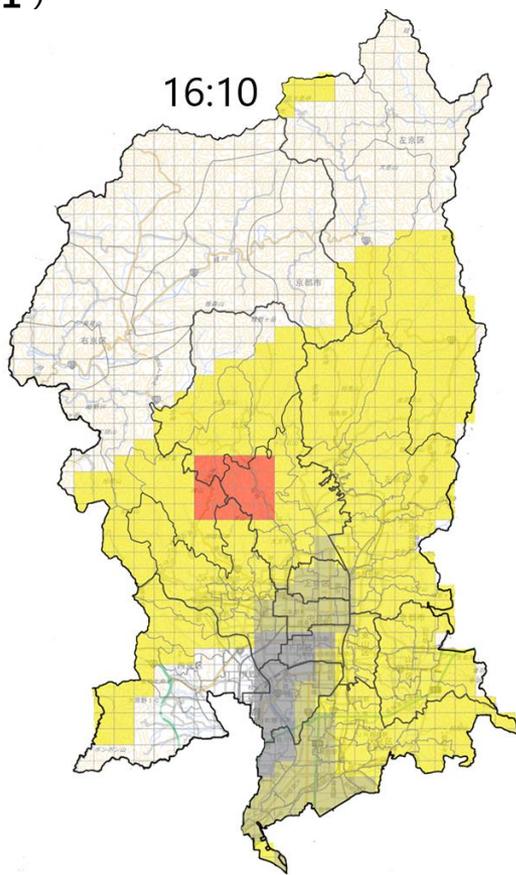
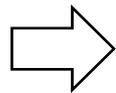
北区	北部	中川、小野郷、雲ヶ畑
	南部	上記以外の学区
左京区	北部	大原、花背、広河原、久多
	南部	上記以外の学区
右京区	北部	水尾、宕陰、高雄、黒田、山国、弓削、周山、宇津、細野
	南部	上記以外の学区

(参考) 避難情報の解除 事例 (その1)



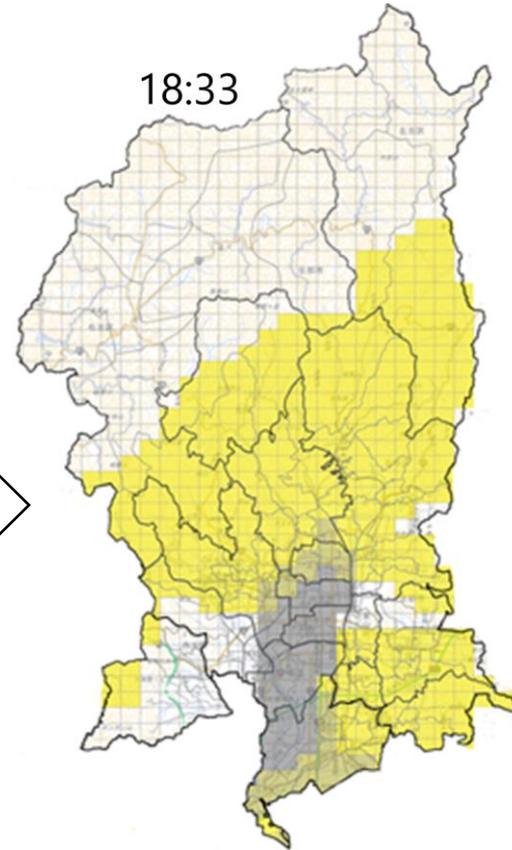
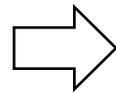
(紫色が発生)

避難情報発令の要件に合致



(赤色が縮小)

16時10分



(赤色が全市域から消失)

(大雨警報解除時)

18時33分

避難情報の解除基準を京都市全域単位から区・支所単位等に変えて、地域ごとの土砂災害危険度に応じて避難情報の解除を判断できるようになる。

(現状)

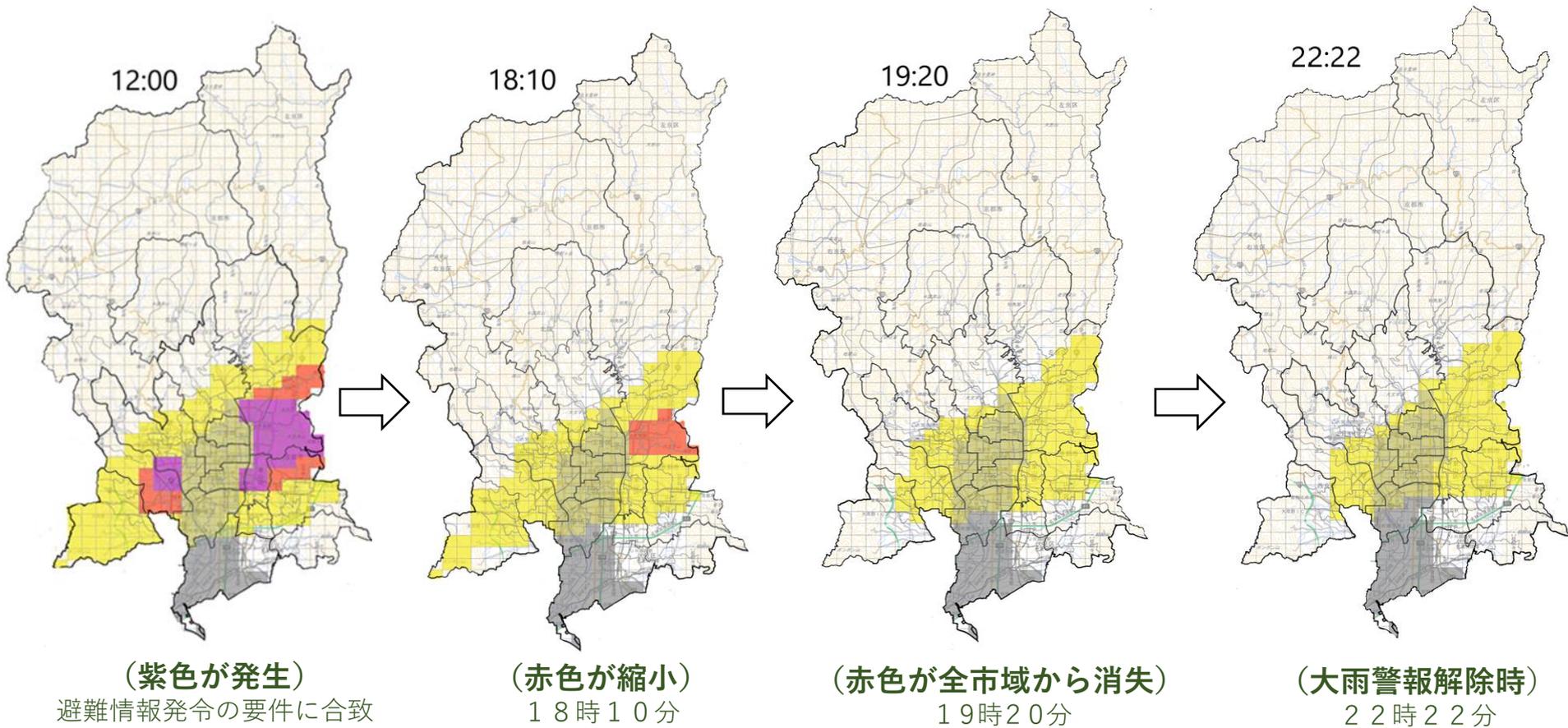
・ 18時33分に避難情報を解除



(改定した場合)

・ 16時10分時点で避難情報を解除 (約2時間20分の短縮)

(参考) 避難情報の解除 事例 (その2)



避難情報の解除基準を京都市全域単位から区・支所単位等に変えて、地域ごとの土砂災害危険度に応じて避難情報の解除を判断できるようになる。

(現状)

・ 22時22分に避難情報を解除



(改定した場合)

- ・ 18時10分時点で一部の地域で避難情報を解除 (約4時間10分の短縮)
- ・ 19時20分時点で残りの地域で避難情報を解除 (約3時間の短縮)